

第2期堺文化芸術推進計画の策定について

答申書

令和2年11月

堺市文化芸術審議会

はじめに

堺市における文化芸術振興の基本理念などを定めた「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」（以下「条例」という。）に基づき策定した「自由都市堺文化芸術推進計画」（以下「推進計画」という。）が令和2年度に計画最終年度を迎えることに伴い、令和2年7月14日、令和3年度から開始となる第2期推進計画の策定について諮問を受けた。

同推進計画の策定について討議を行い、次のとおり結論を得たので市長に答申するものである。本答申の趣旨に沿って、市は、第2期推進計画を策定することを要望する。

会長	中川 幾郎
会長代理	原 久子
委員	柿本 茂昭
	菅野 陽子
	砂田 和道
	添田 晴雄
	田辺 竹雲斎
	服部 滋樹
	花村 周寛
	坂東 亜矢子
	弘本 由香里
	森口 ゆたか
	安井 寿磨子

(案)

第 2 期 堺文化芸術推進計画

令和 3 年▲月

堺市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	2
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画期間.....	2
第2章 文化芸術の現状と課題.....	3
第1節 文化芸術を取りまく社会的背景.....	3
1 国の動き.....	3
2 持続可能な開発目標（SDGs）の採択.....	5
3 新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大.....	5
第2節 堺市における文化芸術の現状.....	6
1 堺固有の豊かなレガシー（歴史文化資源）の存在.....	6
2 堺市が設置する文化芸術関連施設.....	7
3 文化的環境に対する市民満足度の現状.....	8
4 堺市における新型コロナウイルス感染症の影響・対応.....	8
第3節 これまでの堺市における文化芸術施策の成果及び主な課題.....	9
1 前期計画の成果及び課題.....	9
2 社会情勢の変化により生じる課題.....	15
第3章 計画の方向性.....	16
第1節 基本目標と基本的施策.....	16
1 基本目標.....	16
2 基本的施策.....	16
第2節 計画の推進.....	18
1 重点的方向性と重点的施策.....	18
2 新型コロナウイルス感染症への対応.....	20
第4章 計画の推進・評価.....	22
第1節 推進体制.....	22
1 行政.....	22
2 公益財団法人堺市文化振興財団.....	23
3 地域（市民等、事業者、子育て機関、教育機関）.....	23
4 各主体における取組の推進.....	24
第2節 推進計画の評価.....	25
1 評価方法について.....	25
2 評価指標について.....	26

第1章 計画の策定にあたって

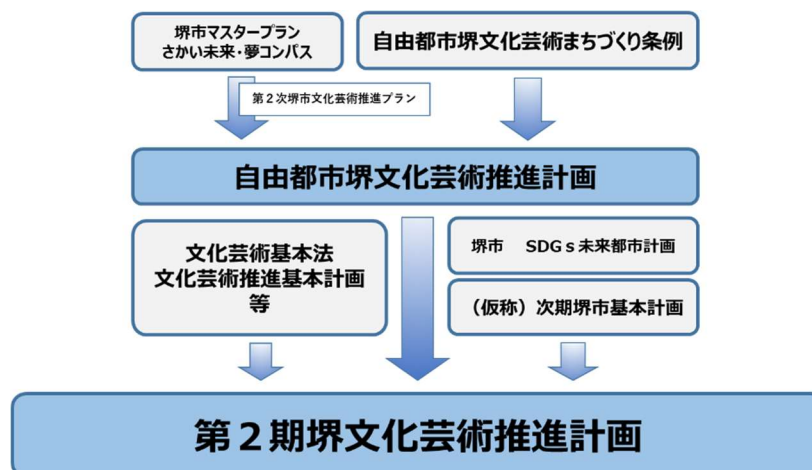
第1節 計画策定の趣旨

堺市には百舌鳥古墳群をはじめとする多くの歴史文化資源が存在しており、古くから文化芸術が育まれてきました。中世には国際交易の拠点として賑わい、「会合衆」と呼ばれる有力商人が都市を統治する「自由・自治都市 堺」としての繁栄のもと、住民自治の精神が培われ、「もてなしとふれあいの精神」を大切にす茶の湯が大成され、「ものの始まりなんでも堺」と称される進取の気風が醸成されてきました。

堺市で培われてきた文化芸術は、日本国内に限らず、世界に誇るべきものであり、これら文化芸術を次代へ引き継ぎ、さらなる活用を図り発展させていく必要があります。

堺市は、平成 23 年 3 月に策定した「堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス」を踏まえ、平成 25 年 11 月に「第 2 次堺市文化芸術推進プラン」を策定しました。その後、堺市が、歴史文化資源を礎に、市民の自由で自主的かつ主体的な文化芸術活動が展開される魅力ある都市となるよう、文化芸術振興の基本理念などを定めた「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」(以下「条例」という。)を平成 27 年 4 月に施行し、条例第 8 条に基づき文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため「自由都市堺文化芸術推進計画」(以下「前期計画」という。)を定め、その計画を柱として文化芸術を通して市民の皆様が心豊かな暮らしができるような取組を強化してきました。

前期計画の終期を迎えるにあたり、平成 29 年に改正された「文化芸術基本法」及び同法に基づき平成 30 年に閣議決定された「文化芸術推進基本計画」の趣旨、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の理念を基に令和 3 年度に新たに策定される「堺市 SDGs 未来都市計画」の趣旨、同じく令和 3 年度に新たに策定される「(仮称)次期堺市基本計画」の方針等を踏まえた上で、本市におけるより一層の文化芸術の振興のため、「第 2 期堺文化芸術推進計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。



第2節 計画期間

本計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年を計画期間とし、当該期間における取り組むべき文化施策の方向性を示すものとします。

第2章 文化芸術の現状と課題

第1節 文化芸術を取りまく社会的背景

文化芸術を取りまく社会的背景として、次のような動向があります。

1 国の動き

(1) 文化芸術基本法

国は、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」を施行し、同法第7条第1項の規定に基づく文化芸術の振興に関する基本的な方針を定め、文化芸術の振興に関して総合的な推進を図ってきました。

同法の成立から16年が経過し、この間、人口減少・高齢化、グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光や都市の活性化、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきました。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会がスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であり、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機であると位置づけられています。このことを受けて、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、都市の活性化、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を同法の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを目的として平成29年6月に同法の改正が行われ、同時に法律の名称も「文化芸術基本法」に改められました。

また、同法第7条には、国が文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「文化芸術推進基本計画」を定めなければならないこと、同第7条の2において、地方公共団体が「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとするが規定されています。

(2) 文化芸術推進基本計画(第1期)

文化芸術振興基本法第7条第1項の規定に基づく文化芸術の振興に関する基本的な方針として、旧法のもとで第1次基本方針から第4次基本方針が閣議決定されました。そして、新・文化芸術基本法の成立後の平成30年3月、同法第7条に基づき平成30年度から令和4年度までの文化芸術政策の基本的な方向性を示した、初の文化芸術推進基本計画である「文化芸術推進基本計画(第1期)」が閣議決定されました。

同計画においては、めざすべき目標の一つとして、「あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている」ことが掲げられています。ここでは、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有しており、子どもから高齢者まで、障害者や在留外国人等が生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整備することが必要であるとされています。

また、地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームを形成し、そこで多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働することによる、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティの形成が必要とされています。ここでは、文化芸術は、芸術家等のみならず、文化芸術活動を支える各種専門職員や、地域の文

化芸術に熟知しマネジメント力を備えた専門的人材を必要としており、こうした人材の育成・確保が文化芸術の持続的な発展において重要であるとして、文化芸術活動を支える専門的人材の育成の重要性についても指摘されています。

また、国及び地方公共団体は、心豊かで多様性のある社会を実現し、創造的で活力ある社会を構築するため、文化芸術に関する施策の推進を政策の根幹に据え、文化芸術の価値を重視する社会を築くことが求められているとして、地方公共団体の文化芸術施策における取組の重要性についても述べられています。

(3) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成 24 年 6 月には、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されました。地方公共団体の役割として、「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」ことが規定されています。

また、学校教育において実演芸術の鑑賞及び参加の機会を充実させることが求められています。

(4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30 年 6 月には、文化芸術基本法及び障害者基本法の理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を促進し、地域での作品等の発表、交流等を推進することにより、心豊かで住みよい地域社会を作っていくことが求められています。

(5) 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

同じく、平成 30 年 6 月に、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が制定されました。

この法律は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、地方公共団体及び国等の責務を明らかにし、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与し、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とするものです。

第 5 条において、地方公共団体の責務として、地方公共団体が同法の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施することが定められています。

(6) 文化財保護法の改正

平成 31 年 4 月に、過疎化・人口減少・高齢化などの進展による文化財の滅失や散逸等の防止を背景に、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進することで、文化財を地域活性化の核とし、社会総がかりでその承継に取り組むことを目的に、文化財保護法が改正されました。

従来、文化財保護は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって教育委員会の専権事項とされており、文化財を積極的に地域活性化に活用したい自治体は、文化財保護に関する実務を地方自治法に定める補助執行として位置付け、首長部局へ移管を行う必要がありました。今回の改正により、地方文化財保護審議会を設置し、当該自治体の条例に定めることにより、首長部局による文化財実務の組織的一元化を可能とし、今後の文化財を活用した都市の活性化や観光施策等の促進が期待されます。

2 持続可能な開発目標(SDGs)の採択

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、平成 13 年に策定された「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

当該目標は、「持続可能な開発のための 2030 年のアジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓うものです。発展途上国のみならず、先進国自身も取り組むこととされており、日本においてもその実現に積極的に取り組むこととされています。

3 新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大

令和 2 年に世界中で急速に蔓延した新型コロナウイルスの急速な感染者の増加により、我が国では戦後初となる緊急事態宣言が発令され、医療体制のひっ迫、国民の生命及び健康に著しく重大な被害が発生し、また、国民生活及び国内経済に甚大な影響を及ぼしました。

また、同感染症の蔓延防止のため、各地域においてクラスター(感染者集団)等の封じ込めや接触機会の低減を図るため、国民の移動制限、出勤抑制によるICTを活用したテレワークの普及など、これまでの社会の在り方が大きく変容することになりました。

その状況下において、様々な社会・経済活動が制約を受けることになりました。演劇やコンサート、ライブイベント等の多数の公演が中止に追い込まれ、文化芸術関係者に大きな影響を与えています。また、学校教育における文化芸術体験や、地域における伝統行事や文化活動・サークル活動等も活動休止や大幅な活動の制限をせざるを得ない状況となるなど、多くの人々に大きな影響を与えました。対面型のコミュニケーションの制限は、障害者、高齢者、子どもたちや、孤立しやすい状況にある人々の、心身への影響が懸念されています。

そして、令和 2 年 7 月から 2 か月間にわたる開催を予定していた東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあることから、我が国の文化や魅力を広く世界中に示すことを期待されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により 1 年間の開催延期となり、我が国のスポーツ・文化政策にも大きな影響を与えました。

第2節 堺市における文化芸術の現状

堺市における文化芸術に関連する資源や文化芸術に関わる市民意識等の現状は次のとおりです。

1 堺固有の豊かなレガシー(歴史文化資源)の存在

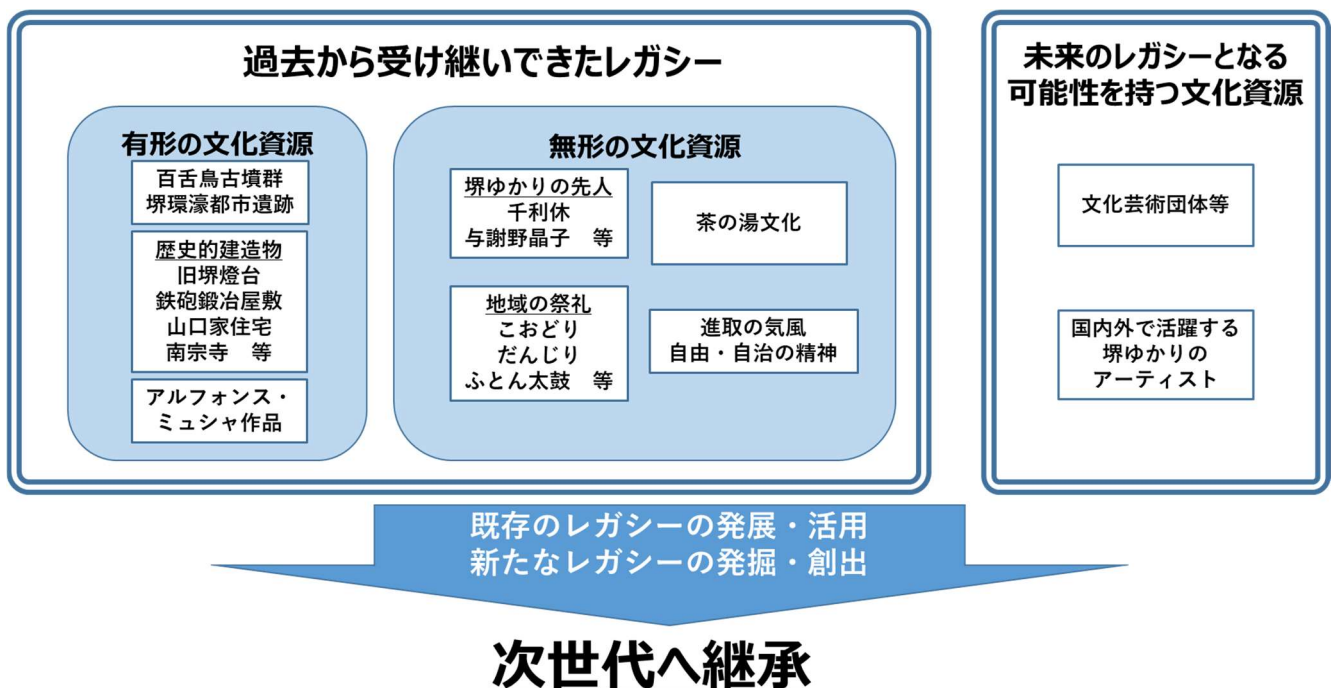
堺市には、令和元年度に世界遺産に登録された古墳を含む百舌鳥古墳群、堺環濠都市遺跡、南宗寺、山口家住宅、鉄砲鍛冶屋敷、日本最古の木造洋式灯台の一つである旧堺燈台など多くの歴史的建造物が存在します。また、堺市が世界に誇るアルフォンス・ミュシャ・コレクション、ドイツの名車 BMW を中心に構成されたヒストリックカー・コレクションなど数多くの文化芸術的価値のある所蔵品を有しています。

そして、それらの有形のものだけではなく、千利休、与謝野晶子、阪田三吉、行基、河川慧海など、堺にとどまらず日本の歴史に影響を与えた堺ゆかりの先人たち、こおどり、だんじり、ふとん太鼓、やっさいほっさいなどの長い歴史を持つ地域の祭礼など、世界に誇るべき豊富なレガシーに加えて、「もののはじまりなんでも堺」と称される進取の気風や自由・自治の精神など、数々の無形文化資源が存在します。

さらに、これらの豊かな文化的土壌を基礎に、堺市では現代においても市民・事業者等により茶の湯を楽しむ文化が受け継がれていることから、茶の湯文化の振興による、市民の豊かな心の醸成及び都市魅力の向上を目的として、平成 30 年 10 月 1 日に「堺茶の湯まちづくり条例」を施行しました。

また、堺市内には既に未来のレガシーとなる可能性を持つ資源として、多数の市民により結成された質の高い文化芸術団体や国内外で活躍する堺市ゆかりのアーティストなどが存在しており、また、今後の文化施策の更なる進展により、様々なポテンシャルを有する新たな主体の誕生が想定されます。

堺市では、これら過去から受け継いできたレガシーや未来のレガシーとなる可能性を持つ資源をより一層発展・活用させ、未来に向けて新たな資源を発掘・創出し、次世代へ継承していきます。



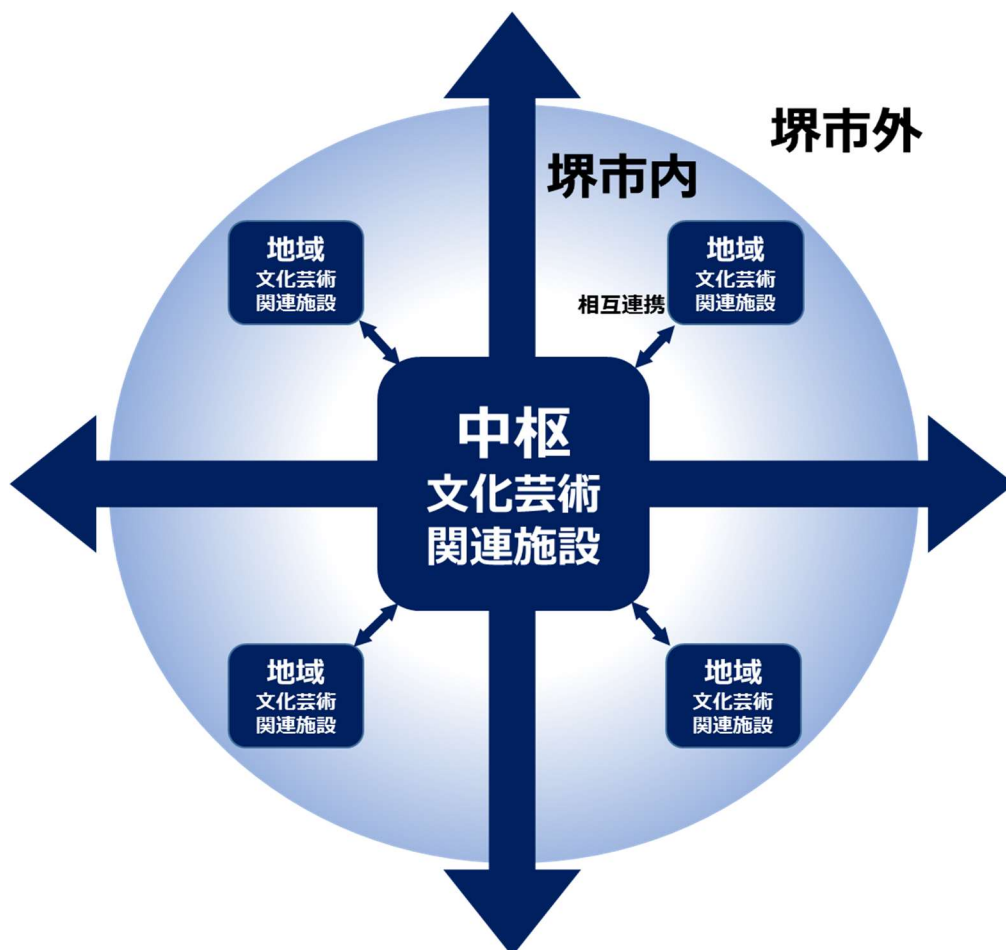
2 堺市が設置する文化芸術関連施設

堺市は、堺ゆかりの先人である千利休と与謝野晶子の生涯や功績に触れながら堺の歴史文化の魅力を体感できる文化観光拠点施設である「さかい利晶の杜(堺市立歴史文化にぎわいプラザ)」や本市所蔵のアルフォンス・ミュシャ・コレクションの価値や魅力を広く周知するための「堺 アルフォンス・ミュシャ館(堺市立文化館内)」、堺に関連する歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料の収集・保管・展示を行う「堺市博物館」、そして、令和元年10月にグランドオープンした、南大阪最大の2000席の大ホールをはじめとした様々な機能を有し、堺市における中枢文化施設となる「フェニーチェ堺(堺市民芸術文化ホール)」等、堺の文化芸術や歴史を広く内外に発信できる中枢文化芸術関連施設を多数有しています。

そして、堺市内の各地域においては、地域文化の振興の拠点となる地域文化芸術関連施設として、「堺市立梅文化会館」、「堺市立西文化会館」、「堺市立東文化会館」、「堺市立美原文化会館」、「堺市立中文化会館」の地域文化会館、「堺市立みはら歴史博物館」等の施設を有しています。

堺市における文化芸術を未来に向けてより一層発展させるために、これらの中枢文化芸術関連施設と地域文化芸術関連施設がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携できるような仕組の構築を進めています。

【中枢文化芸術関連施設と地域文化芸術関連施設の機能イメージ図】

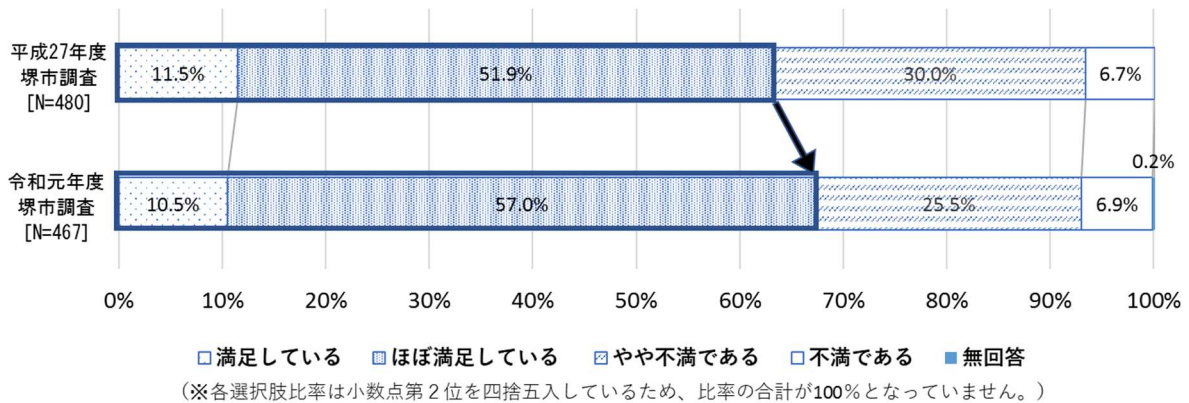


3 文化的環境に対する市民満足度の現状

令和元年度に実施した市政モニターアンケート(以下「市政モニター」という。)において、堺市の文化的環境に対する満足度は、「満足している」と「ほぼ満足している」の合計が 67.5%、「やや不満である」と「不満である」の合計は 32.4%であり、満足している方の割合は、前期計画策定時の 63.4%から 4.1ポイント増加する結果となりました。

これは、前期計画における施策の着実な推進による成果と考えられます。

堺市の文化的環境（鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的まちなみの保存・整備など）に満足していますか。



4 堺市における新型コロナウイルス感染症の影響・対応

堺市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、フェニーチェ堺や各地域文化会館を含む市内の文化芸術関連施設において、開催を予定していた各種公演の中止や一時的な閉館を余儀なくされ、それにより堺市の文化施策及び市民文化活動は大きな影響を受けました。また、堺三大まつりである、堺まつり、堺市民オリンピック、堺市農業祭をはじめとする、市内各所を舞台に例年開催されている行事の多くも、中止を余儀なくされました。

その後、施設は再開したものの、感染拡大防止の観点から一定の利用制限を設けるなど、完全な状態での再開には至らず、施設での公演の実施や日常的な市民文化活動等に大きな制約が生じることになりました。

これらの対応として、以前にフェニーチェ堺で行われた公演や、堺 アルフォンス・ミュシャ館、堺市博物館での企画展等のコンテンツを「堺市オンラインミュージアム」として市ホームページ上で公開し、市民に自宅にて文化芸術に触れる機会を提供したほか、文化芸術の分野での練習・発表の機会が失われた市内文化団体や学生を対象として、フェニーチェ堺の施設を無料や半額で利用できる「堺市文化芸術応援企画～フェニーチェ堺でリスタート～」を実施するなど、市民文化芸術活動に対する支援を行いました。一方、学校や福祉施設、地域コミュニティでの文化芸術活動は、それぞれの事情に応じて、開催の可否やあり方について模索が続いています。

第3節 これまでの堺市における文化芸術施策の成果及び主な課題

1 前期計画の成果及び課題

(1) 前期計画の目標達成状況

前期計画においては、基本目標として定めた「自由で心豊かな市民生活の実現」、「都市魅力の創造」の実現のため、11の基本的施策を掲げ、各々の基本的施策を推進するにあたり、市政モニターアンケートや各文化施設における利用調査等を用いた16項目の評価指標を設定することで、各基本的施策に係る進捗状況の評価を行ってきました。

その結果、評価指標の設定時のこれまでの実績値と、計画期間の4年目にあたる令和元年度の実績値を比較すると、16項目中10項目で改善が見られ、このうち「6 多様な分野との連携」に係る「連携事業数」、「7 歴史文化資源の継承及び活用」に係る「堺市博物館・堺市立みはら歴史博物館来館者数」、「さかい利品の杜来館者数」の3項目について定めた目標値の達成を実現しました。

これは、主に推進計画の策定及びその後の文化芸術基本法の改正等の社会情勢の変化に伴い、堺市内部での事業連携の重要性が再認識されたこと、また、令和元年度に「百舌鳥・古市古墳群」が世界遺産に登録されたことから、当該古墳群を始めとする堺市の歴史文化資源に対し市内外からの注目が集まり、来訪者が増加した結果、古墳に関連する多数の出土品等の展示を行う堺市博物館への来館者が増加したこと、そして、観光施策を通じて来訪者の市内周遊を促すことにより、堺市における文化観光拠点であるさかい利品の杜の来館者数の増加したこと等が要因であると考えられます。

しかしながら、子ども・学校教育に対する評価指標を見ると、「芸術家の学校への派遣割合」、「学校教育における子どもが文化芸術に触れる機会の提供に対して満足する保護者の割合」、「子どもを対象とした文化芸術に触れる機会の提供に対して満足する保護者の割合」については当初の割合よりも改善しているものの、目標となる値には至っておらず、また、「子どもを対象とする文化芸術活動の参加者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止等により令和元年度に大きく値を落としていることもあり、前期計画にて重点的方向性として定めた「時代を担う子どもたちを対象とした文化芸術活動の充実」が十分に実現できたとは言い難い状況です。

また、市民文化活動促進のための環境の充実度を評価するために設定を行った「文化芸術活動をしやすいと答える市民の割合」、「情報が入手しにくいと答える市民の割合」、「文化芸術活動をする市民の割合」についても、当初の値よりは改善しているものの目標達成には至らない値であり、十分に市民文化活動を促進する環境が実現できたとは言い難い状況です。

そして、堺市の魅力の内外への発信状況の評価においては、前述のとおり「百舌鳥・古市古墳群」の世界遺産登録等の要因により博物館等の来館者数は増加したものの、「堺市の歴史文化資源を誇りに思う市民の割合」、「堺市のまちなみに魅力を感じる市民の割合」についてはほぼ横ばいとなっており、百舌鳥古墳群については世界遺産登録をきっかけに市内外への魅力発信を実現できたものの、百舌鳥古墳群以外の魅力発信は十分ではなかったという結果が表れているものと推察できます。

基本的施策		評価指標	計画策定時の値 (平成 27 年度)	実績値 (令和元年度)	目標値
1	文化芸術活動を行う環境の整備	文化芸術活動をしやすいと答える市民の割合	45.6%	48.2%	55%
		情報が入手しにくいと答える市民の割合	25.9%	20.2%	10%
2	文化芸術に親しむことができる環境の整備	文化芸術活動をする市民の割合	38.1%	37.3%	55%
3	学校教育における文化芸術活動の充実	芸術家の学校への派遣割合(計画期間における派遣校数/全小中学校数)	22%	41%	80%
		学校教育における子どもが文化芸術に触れる機会の提供に対して満足する保護者の割合	47.8%	52.6%	75%
4	将来の文化芸術を担う子どもたちの育成	子どもを対象とする文化芸術事業の参加者数	-	3,056 人/年	10,000 人/年
		子どもを対象とした文化芸術に触れる機会の提供に対して満足する保護者の割合	45.6%	53.0%	75%
5	文化芸術を支える人材の育成	コーディネート機能 ^{※1} の構築	-	令和 2 年度中 制度構築予定	制度構築
6	文化施設の活用	文化施設 ^{※2} 利用者数	740,494 人/年 (平成 26 年度時点)	869,873 人/年	1,200,000 人/年
7	多様な分野との連携	連携事業数	7 事業	33 事業	20 事業
8	歴史文化資源の継承及び活用	さかい利品の杜来館者数	-	274,567 人/年	延 200,000 人/年
		堺市博物館・堺市立みはら歴史博物館来館者数	164,750 人/年 (平成 26 年度時点)	302,639 人/年	200,000 人/年
		堺市の歴史文化資源を誇りに思う市民の割合	71.7%	68.5%	80%
9	魅力的なまちの景観の創出	堺市のまちなみに魅力を感じる市民の割合	55.2%	54.4%	65%
10	国際的な文化芸術の交流	文化芸術活動を通じ海外の人と交流する市民の割合	2.1%	5.1%	10%
11	経済活動との連携	観光ビジター数	910.4 万人/年 (平成 26 年度時点)	1,047.9 万人/年 (平成 30 年度時点 ^{※3})	1,400 万人/年

※1) 事業展開における、芸術家と地域(学校、公共施設等)の間の調整等を行うコーディネート機能

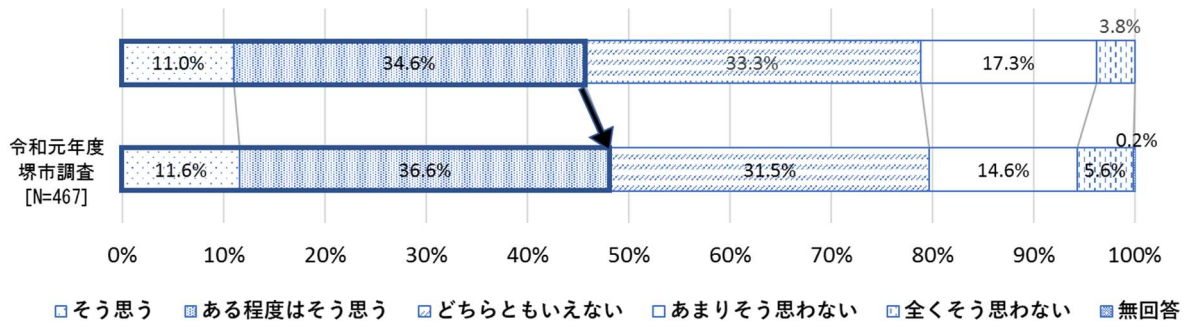
※2) フェニーチェ堺(堺市民芸術文化ホール)、堺市立文化館、堺市立梅文化会館、堺市立西文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館

※3) 令和元年度は調査未実施のため平成 30 年度実績を掲載

(2) 分析及び課題

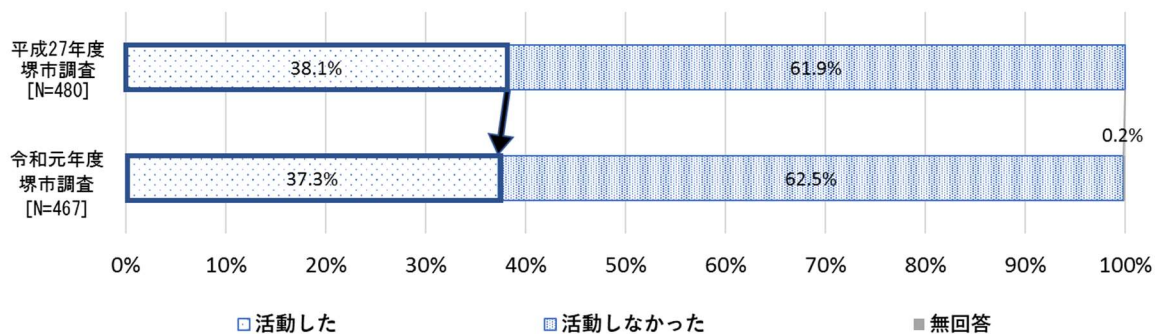
令和元年度に「文化芸術活動をしやすいと答える市民の割合」は 48.2%で、平成 27 年度の 45.6%に比べて 2.6 ポイントの増加となりました。これは、令和元年度に「フェニーチェ堺」がオープンしたことで、文化芸術活動を行う場が増加したことが一因であると考えられます。

堺市は、文化芸術の鑑賞活動や創作・参加を通じた体験活動などの文化芸術活動をしやすいまちであると思いますか。



一方で、「文化芸術活動をする市民の割合」は平成 27 年度に 38.1%であったのに対し、令和元年度は 37.3%と減少しています。

この1年間に、文化芸術の鑑賞活動や創作・参加を通じた体験活動などの文化芸術活動をしましたか。

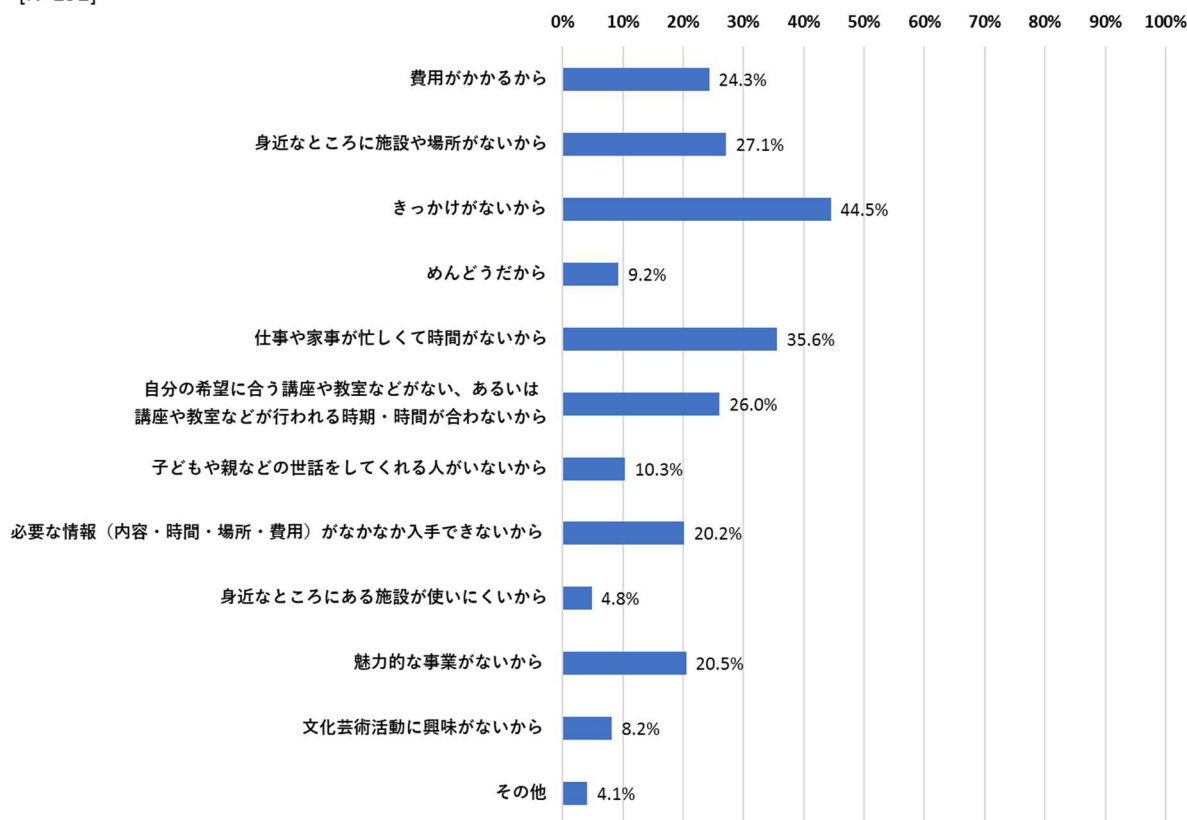


また、「活動していない」と答えた 62.5%の方にさらに詳しくその理由を尋ねたところ、「きっかけがないから」(44.5%)と答えた方が最も多く、次いで「仕事や家事が忙しくて時間がないから」(35.6%)、「身近なところに施設や場所がないから」(27.1%)、「自分の希望に合う講座や教室などが無い、あるいは講座や教室などが行われる時期・時間が合わないから」(26.0%)、という結果となっています。

文化芸術に興味を持っている市民に対して、文化芸術に触れる機会を十分に提供できているとは言えないことから、今後は、地域での文化芸術施策を充実させることに加え、既存の文化芸術に関するイベントや講座についても、仕事や家事や子育てをしている方々も参加しやすい実施方法を導入していく必要があると考えられます。

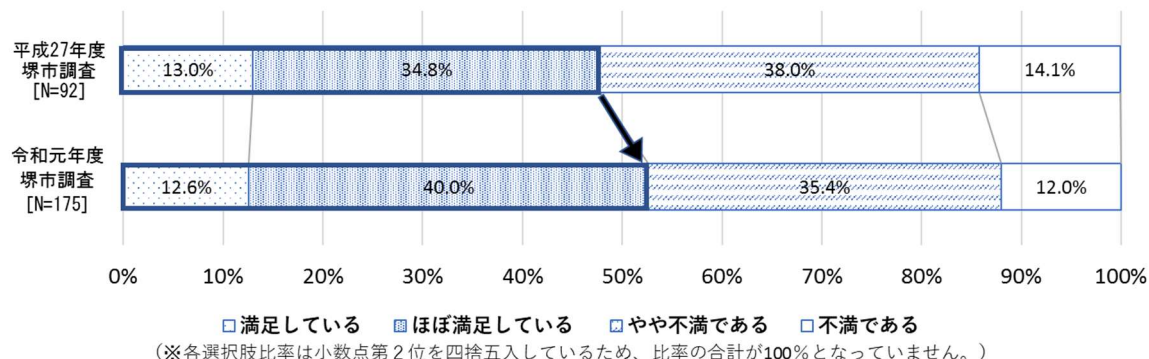
文化芸術活動をしていない主な理由は何ですか。（複数回答）

[N=292]



そして、「学校教育における子どもが文化芸術に触れる機会の提供に対して満足する保護者の割合」は、「満足している」と「ほぼ満足している」の合計が平成 27 年度は 47.8%であったのに対し、令和元年度は 52.6%と 4.8 ポイントの増加となりました。

学校教育における子どもが文化芸術に触れる機会の提供に満足していますか。

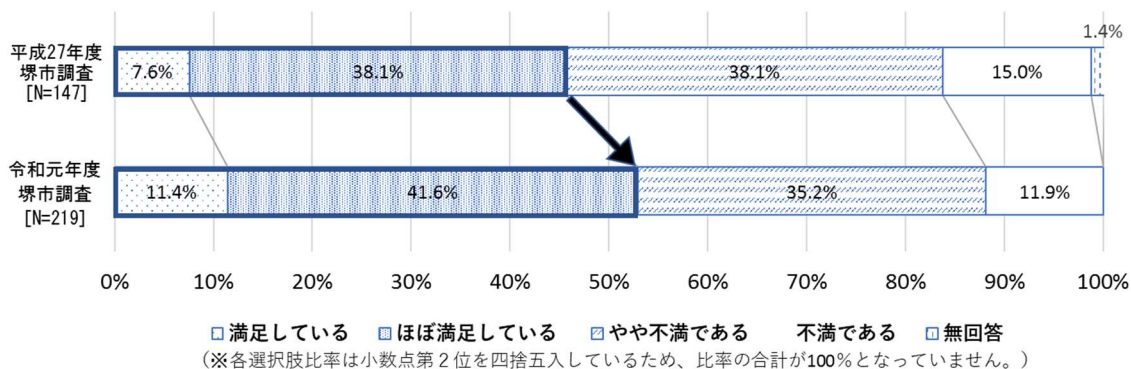


これは、市内小中学校へのアーティスト派遣を行う「さかいミーツアート」等の実施により、小中学生が幅広く文化芸術に触れる機会が拡大したこと（「芸術家の学校への派遣割合（計画期間における派遣校数/全小

中学校数)」が平成 27 年度の 22%から令和元年度 41%に上昇)等、子どもを対象とする文化芸術に関する施策を積極的に実施したことによるものと考えられます。

また、「子どもを対象とした文化芸術に触れる機会の提供に対して満足する保護者の割合」についても、「満足している」と「ほぼ満足している」の合計が令和元年度は 53.0%と平成 27 年度の 45.7%から大きく 7.3 ポイント増加しました。

堺市における子どもに対する文化芸術に触れる機会の提供に満足していますか。

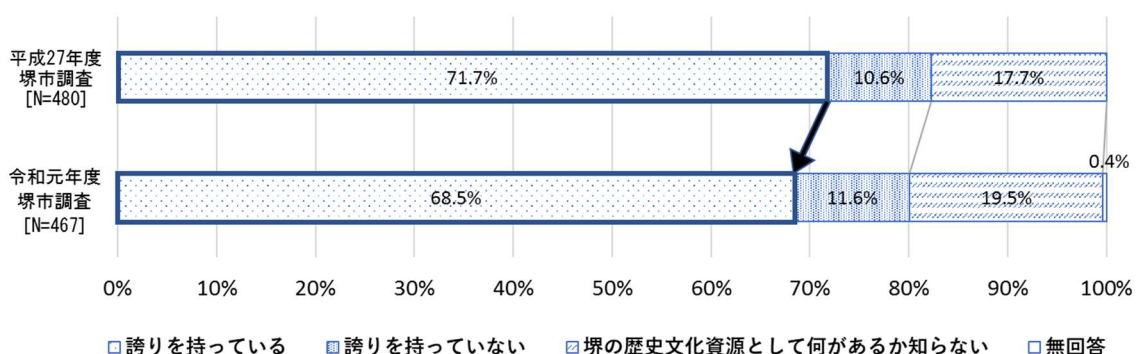


これは、本市において、未就学児がアートを体験・鑑賞する全国でも珍しい取組となる「アートスタートプログラム」の実施に加え、堺市文化振興財団による、幅広い年齢層を対象に文化芸術の普及を目的とした事業の実施等が保護者から評価され、満足度の向上につながったものと考えられます。

このように、子どもたちの文化芸術環境の満足度は改善傾向にあります。前期の計画において目標値として掲げた満足度 75%という数字の達成には未だ至っていないことから、将来の堺市の文化芸術を担い支える子どもたちが、より一層文化芸術に親しむことができる環境の整備が必要となります。

そして、平成 27 年に「堺市の歴史文化資源を誇りに思う市民の割合」は 71.7%であったのに対し、令和元年度は 68.5%と 3.2 ポイントの減少となりました。

堺の歴史文化資源に誇りを持っていますか。



さらに、「誇りを持っている」と回答した方に堺が世界に誇れると思う文化について質問したところ、「仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群」や「千利休・与謝野晶子、阪田三吉、行基、河口慧海など堺ゆかりの先人達」や「やっさいほっさい」等の祭礼、また、「鉄砲鍛冶屋敷等の歴史的建造物」等については誇

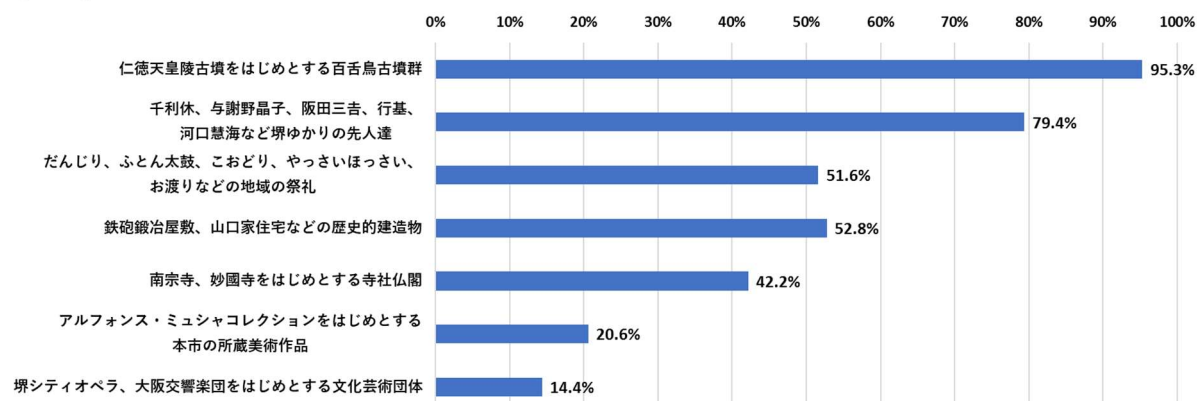
りを持つ人が 50%を超えており、過去から受け継いできたレガシーに対する誇りは高い傾向にあります。一方で、未来のレガシーとなる可能性を持つ市内で活躍する文化芸術団体等の文化資源については誇りを持つ人が 14.4%と、過去から受け継いできたレガシーに比べて低い傾向にあります。

また、堺市が現在実施している文化芸術事業の認知度についても、認知度が 30%を上回る事業が 4 事業しかない結果となっており、現在実施している文化芸術事業についても、あまり知られていない状況であることがわかります。

これらのことから、過去から受け継いできたレガシーだけでなく、未来のレガシーとなる資源についても、積極的に発掘や育成を行い、堺市が有するレガシーを活用した事業を積極的に実施することで、市民の理解を深め、歴史文化都市としての市民意識の更なる醸成を図る必要があります。

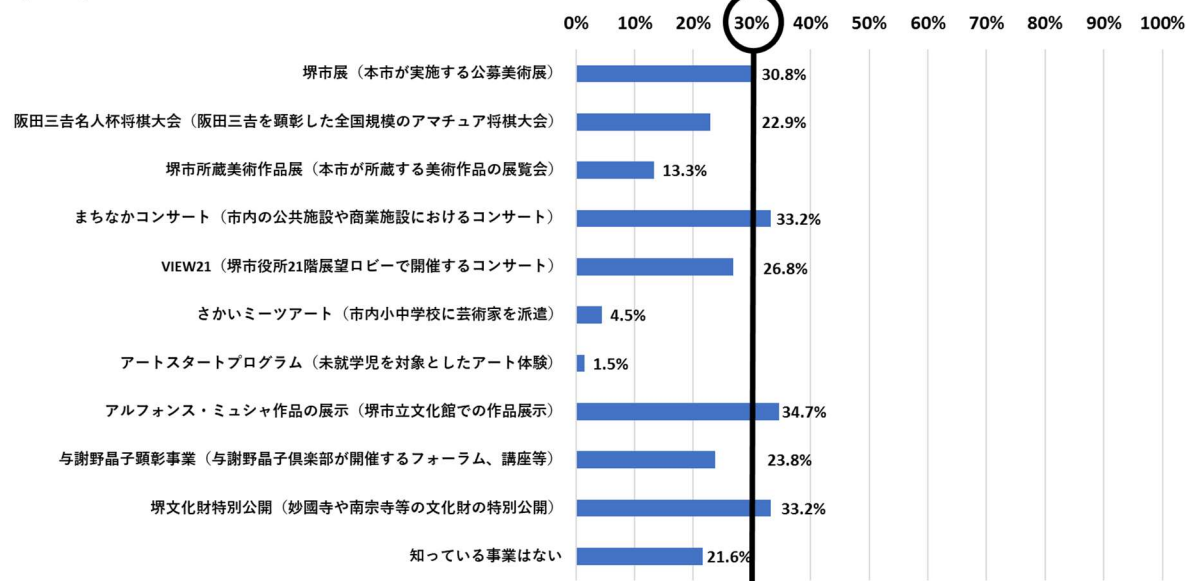
堺の文化の中で、世界に誇れると思う歴史文化資源はどれですか。（複数回答）

[N=320] ※掲載項目は抜粋です。



堺市では次のような文化芸術事業を行っていますが、知っている事業はありますか。（複数回答）

[N=467] ※掲載項目は抜粋です。



2 社会情勢の変化により生じる課題

人口減少社会の到来による地方部での過疎化や人口減少・高齢化、都市部における単身者世帯の増加等の影響による地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手の減少や、昨今の経済情勢に伴い厳しさを増す地方自治体の財政状況等の影響を受け、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響は短期間では終わらず、今後数年に及ぶものと予想されています。

このような状況のなか、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化による文化的格差等の避けて通ることができない様々な課題に対し、堺市の有する文化芸術に関する資源を活用することによる解消を図ります。

(1) 将来の担い手育成

人口減少社会の到来により、本市の人口も、平成 27 年度の 844, 899 人から、令和元年度には 833, 559 人となり、減少の一途をたどっています。そして、平成 27 年度には人口比 26.7%だった 65 歳以上の高齢者の割合は令和元年度には 28.1%まで増加した一方、0 歳から 14 歳までの割合は 13.5%から 12.7%に減少し、本市においても急速に人口減少・高齢化が進行している状況であり、これは文化芸術における将来の担い手の減少を意味します。本市が有するレガシーを後世に守り伝えていくためには、将来の文化芸術を担う子どもたちの育成が一層重要となってきます。

また、厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」によると、平成 30 年における全国の 17 歳以下の子どもの貧困率は 13.5%となっており、実に子どもの 7 人に 1 人が経済的に困難な状況にあります。そして、平成 28 年度に堺市が実施した「子どもの生活に関する実態調査」によると、世帯の収入が貧困線未満の世帯に属する子どもの割合が 15.8%に達しており、家庭の経済状態により、将来の文化芸術を担うべき子どもたちについて、文化芸術に触れる機会に大きな格差が生じていることが推測されます。

(2) 多様性ある社会の構築に向けた取組の推進

高齢化社会の到来により、高齢化に伴う健康面での不安や収入減少、一人暮らし世帯の増加等の影響による高齢者の社会的孤立が問題となっています。また、外国人居住者の数も全国的に増加しており、堺市では平成 27 年度の 12,400 人から令和元年度には 15,601 人へと大きく増加し、その国籍や地域は多岐にわたります。

そして、近年、障害者の社会活動への参加の促進や、性の多様性に関する理解についても、国や自治体等の取組により、社会的に深まりつつあります。

このような状況のなか、今後、様々な立場の方々の状況を踏まえた共生社会の実現に向けた取組をより一層推進し、多様性に富んだ社会を涵養・構築することにより、立場にかかわらず文化芸術を創造・享受することによる心の豊かさや相互理解を実現する必要があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、多人数が長時間集まる機会が多い文化芸術は、感染拡大防止の観点より、早い段階から廃止や縮小の対象とされ、大きな打撃を受けました。そして、その影響は今後数年間に及ぶものと予想されており、実態の把握と有効な対応策の検討を行い、文化芸術活動に対する継続的な支援が求められています。

また、高齢者、障害者等のコロナ禍の影響を受け社会から孤立しやすい状況にある人々についても、文化芸術施策への参加が困難となることのないよう、十分な配慮を行う必要があります。

第3章 計画の方向性

第1節 基本目標と基本的施策

1 基本目標

前期計画においては、文化芸術が子どもや高齢者、障害者等にも社会参加の機会をひらく機能を持つという「ソーシャルインクルージョン(社会包摂)」の理念を踏まえて自由で多様性を持った市民文化の実現により、市民の文化的生活の充実を図るため、「自由で心豊かな市民生活の実現」を基本目標として定めました。

また、質の高い文化芸術は、市民の文化的な生活の充実のみならず市外への影響力が高いものであり、都市魅力の向上においても重要となることから、文化芸術の力を幅広い分野における社会的課題の解決に活用し、活気ある、魅力あふれた都市の実現を図るため、「都市魅力の創造」を併せて基本目標として定めました。

上記目的は条例第 1 条にて定められ、堺市が文化芸術の振興において達成すべき目的として普遍的なものであることから、引き続き本計画においても、「自由で心豊かな市民生活の実現」と「都市魅力の創造」を基本目標として掲げることとします。

基本 目標	➤ 自由で心豊かな市民生活の実現 自由で多様性を持った市民文化の実現により、市民の文化的生活の充実を図ります
	➤ 都市魅力の創造 質の高い文化芸術の力を幅広い分野における社会的課題の解決等に活用し、活気ある魅力あふれた都市の実現を図ります

2 基本的施策

基本目標を達成するため、堺市が取り組むべき条例第 9 条から第 19 条に規定した 11 の基本的施策については、これらの施策の位置づけ及び重要性は普遍的なものであることから、本計画においても基本目標と同様、引き続き推進するものとし、下記のとおり取り組みます。

(1) 文化芸術活動を行う環境の整備

個人や文化芸術団体をはじめとする多様な文化芸術主体の活動の場及び各主体間の情報交換やコミュニケーションを深める場を提供し、活動に関する情報の発信が円滑に行えるよう、個人又は団体が文化芸術活動を行うことができる環境を整備します。

(2) 文化芸術に親しむことができる環境の整備

高齢者、障害者等をはじめ広く市民が様々な場所で文化芸術の創造・体験や芸術家との交流による文化芸術に親しむことができる環境を整備します。

(3) 学校教育における文化芸術活動の充実

学校教育との連携の推進により、学校教育において、文化芸術に触れる機会を充実します。

(4) 将来の文化芸術を担う子どもたちの育成

子どもたちの文化芸術に対する理解を深め、感性に磨きをかけ、及び情操の涵養に資するため、子どもを対象とする文化芸術の振興に関する事業を実施します。

(5) 文化芸術を支える人材の育成

文化芸術活動を支える各種専門スタッフや、地域の文化芸術を熟知し、かつアートマネジメント力を備えたスタッフ等、文化芸術活動を下支えする人材を育成します。

(6) 文化施設の活用

市民文化の更なる向上を図り、魅力及び活力のある地域社会の形成に資するため、文化施設の活用を図ることにより、地域における文化芸術活動の更なる推進を実現します。

(7) 多様な分野との連携

医療・福祉・教育・地域コミュニティ等の領域を横断した多様な分野との連携を進めることにより、様々な事情により文化芸術に触れる機会が十分ではない方々に対して、文化芸術を享受できる環境を実現します。

(8) 歴史文化資源の継承及び活用

堺市の長い歴史の中で創造されてきたかけがえのない財産であり、先人の英知及びその成果を現代に伝える有形及び無形の歴史文化資源に対し、市民の理解を深め、堺の文化への愛着及び誇りの醸成を図り、その魅力を広く国内外へ発信します。

(9) 魅力的なまちの景観の創出

地域における景観の創出に重点的に取り組み、魅力的なまちの景観の創出を実現します。

(10) 国際的な文化芸術の交流

新しい文化芸術を創造するため、国際的な文化芸術の交流を推進します。

(11) 経済活動との連携

文化芸術と産業及び観光との連携を推進することで、広域からの誘客による地域の発展を実現します。

第2節 計画の推進

1 重点的方向性と重点的施策

前期計画においては11の基本的施策を前提に、堺市の状況や社会情勢等を踏まえ、重点的に取り組むべき方向性を示すことを目的として、「文化芸術の力を活用した社会的課題の解決」及び「次代を担う子どもたちを対象とした文化芸術事業の充実」の2つを重点的方向性として位置付け、当該方向性に基づき文化芸術施策を推進してきました。

本計画においては、前期計画の結果やその後の社会情勢の変化から生じた課題に対応するため、前期計画にて設定した2つの重点的方向性を踏まえ、当該方向性を包括し、現状を踏まえた今後の堺市における文化芸術施策の方向性を明示するため、新たに重点的方向性を設定することとします。

また、新たに設定した重点的方向性を実現していく施策として、それぞれの方向性に対応した重点的施策を設定することで、実効性を確保するものとします。



(1) 文化芸術とともに生きる

近年、文化芸術を活用した子育て・教育・福祉等の様々な分野における社会的課題の解決が求められており、また一つの領域のみに留まらず複数領域での横断的な展開が必要となっています。この課題に対応するため、これまでの施策に加え、地域の文化芸術に熟知しマネジメント力を備え、地域の実情を踏まえた文化芸術施策の推進に関する専門知識を持った人材による「堺アーツカウンスル」を創設し、領域横断的な活動を実施することにより、幅広い分野における社会的課題の解決をめざします。

また、子育て関係機関や福祉施設等と連携したアウトリーチ事業等の積極的な実施や、障害のある方にも安心して文化芸術を楽しんでいただけるよう、関連施設におけるハード面・ソフト面の両面での受け入れ体制の整備等、文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大を図る施策を積極的に推進することにより、すべての人が文化芸術を享受できる機会の充実を実現します。

そして、地域文化会館を地域における文化芸術の拠点として位置付け、安価で質の高い公演及び各種入門講座等の実施による文化芸術のすそ野を広げる普及・啓発活動、文化芸術活動を行ううえでの各種相談や行政・文化団体・地域との橋渡し役を担うコーディネート機能、地域の文化芸術の実情に精通し文化芸術を必要とする人に適切な方法で効率的に届けるプロデュース機能など、地域での文化芸術施策の総合的な推進を行うマネジメント機能を有する施設として、地域における市民文化活動を下支えすることにより、地域課題の解決を実現し、コミュニティの繋がりの創出や地域経済の活性化を図ります。

- 重点的施策1-1: 文化芸術を通じた社会的課題の解決
- 重点的施策1-2: すべての人が文化芸術を享受できる機会の充実
- 重点的施策1-3: 市民の文化芸術活動の機会の提供

(2) 文化芸術で子どもたちを育てる



堺市の今後の持続的な発展のためには、次代を担う子どもたちの育成が必要となります。堺市では、創造力、感性、コミュニケーション能力等を高めるために文化芸術の力を活用し、子どもたちの育成を図ります。

そのため、芸術家を学校園等に派遣し、鑑賞やワークショップ等の体験といった文化芸術に触れる機会の更なる充実を図るほか、意欲のある子どもが文化芸術に関心を深めることができる活動の場の提供を行うことで、将来の文化芸術の担い手の育成を図ります。また、千利休のお茶、与謝野晶子の短歌、阪田三吉の将棋といった堺が誇る偉大な先人たちが培った様々な文化についての普及を併せて図ることにより、歴史文化都市としての堺市の魅力の再発見を促します。

そして、子どもたちが文化芸術の楽しさを体感し興味をもってもらうためには、教える立場にある芸術家自身に専門的知識・経験が不可欠となります。また、芸術家にとっても、子どもたちに自らの考えを伝え、その反応を受け取ることで感性が磨かれることで自身の成長にもつながります。今後、堺市新進アーティストバンクに登録されたこれからの本市の文化芸術を担う若手芸術家等を積極的に活用し、その経験や情報の共有化を図ることで、子どもたちの文化芸術への興味を促す専門的知識を有する芸術家を育成します。そして、当該芸術家が主体となり事業を実施することで、子どもたちが文化芸術の楽しさを体感し、興味を持つことを促すことにより、文化芸術を通じた子どもたちの育成を実現します。

- 重点的施策2-1: 未来の文化芸術を担う子どもたちへの文化芸術に触れる場の提供
- 重点的施策2-2: 子どもたちの育成に寄与する芸術家の育成

(2) 多くの人に魅力を伝える



堺市は、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群、千利休、与謝野晶子等の堺市が誇る偉大な先人達、アルフォンソ・ミュシャ・コレクション等の所蔵芸術作品、豊かな文化的土壌を基礎に受け継がれてきた茶の湯文化など、有形無形の様々なレガシーを有しており、これらを通じた歴史文化都市としての更なる市民意識の醸成を図ります。

また、百舌鳥古墳群や、貿易都市・自治都市として栄えた面影を残す環濠エリア等における魅力ある景観形成に努め、堺市立町家歴史館山口家住宅や清学院、日本最古の鉄砲鍛冶屋敷の保存活用を目的に令和5年度オープン予定の「(仮)堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム」、各所に所在する寺社仏閣等の歴史的建造物や地域の祭礼等、歴史文化都市としての堺市の魅力を様々な媒体を活用した積極的な広報活動により発信することで、堺市のレガシーを通じた都市の活性化を実現します。

そして、未来のレガシーとなる可能性を持つ資源を発掘・創出することで、これまで継承されてきたレガシーと合わせて、次世代への継承を実現します。

また、中枢文化施設であるフェニーチェ堺においては、その優れた機能を活用した音楽や舞台等の多彩な公演の実施により、優れた文化芸術に触れる機会を充実することで、広く内外に都市魅力を発信し、中心市街地の活性化や地域の賑わい創出を実現します。

- 重点的施策3-1: 堺の文化資源を通じた市民意識の醸成
- 重点的施策3-2: 市外、国外の人々への堺の文化資源の魅力発信

2 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は今後数年に及ぶものと予想されています。感染拡大防止のためには、先に述べたようにこれまでの生活様式を変容させていくことが求められます。これは、文化芸術の分野においても例外ではなく、多人数が長時間集まる機会が多い文化芸術は、その影響を多分に受け、活動の機会が長期間にわたり制限されることが想定されます。

そこで、このような状況下においても、特定の場所に多人数が集まる事態を避け市民に継続的に文化芸術に触れてもらう手段の一つとして、自宅等にて文化芸術に触れる機会の提供を可能とするデジタルコンテンツによる提供を積極的に推進します。自宅等において文化芸術に親しみたい方々に対し、デジタルコンテンツの鑑賞を促す一方、デジタルでは対応できないホールでの公演における上質な音質や臨場感の体感や、博物館等の展示施設におけるデジタルでは伝えきれない展示品の細部の表現など、施設に向かなければ体感できない価値を目的とする人々に対し来館を促し、目的に応じた来館者の分散を実現することで、感染拡大のリスクを極力低減させることをめざします。

また、個人や市民文化団体による日々の練習や発表等の機会においても、各施設の運営ガイドラインに基づくソーシャルディスタンス等の感染拡大防止を徹底し、ICTを活用した新たな実施方法についても随時検討を行います。そして、個人や市内文化団体等の活動の支援についても、対象者の状況やニーズを把握し、国等からの補助金、企業・個人等からの寄付金等の外部資金を積極的に活用しながら、効果的な支援を行います。

【基本目標、基本的施策、重点的方向性、重点的施策の体系図】

基本目標 ■自由で心豊かな市民生活の実現
 ■都市魅力の創造

基本目標の実現へ

基本的施策										
市民文化					共通			都市文化		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
環境文化の芸術整備活動をを行う	備と文化が化で芸術に環境の整備	化学芸術活動の充実	う将子来の文化の育成	材文の化育を成を支える人	文化施設の活用	多様な分野との連携	及歴史活用資源の継承	の魅力的なまちの景観	交国際的な文化芸術の	経済活動との連携
条例第9条	条例第10条	条例第11条	条例第12条	条例第13条	条例第17条	条例第14条	条例第15条	条例第16条	条例第18条	条例第19条

<p style="text-align: center;">重点的方向性 1</p> <p style="text-align: center;">文化芸術と ともに生きる</p>	<p>○重点的施策1-1：文化芸術を通じた社会的課題の解決</p> <p>○重点的施策1-2：すべての人が文化芸術を享受できる機会の充実</p> <p>○重点的施策1-3：市民の文化芸術活動の機会の提供</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p><具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が文化芸術を享受できる機会の充実 ・「堺アーツカウンシル」の創設による施策の推進 ・地域文化会館の地域における文化芸術拠点としての機能強化 ・コミュニティのつながりによる地域活性化の実現 </div>
<p style="text-align: center;">重点的方向性 2</p> <p style="text-align: center;">文化芸術で 子どもたちを育てる</p>	<p>○重点的施策2-1：未来の文化芸術を担う子どもたちへの文化芸術に触れる場の提供</p> <p>○重点的施策2-2：子どもたちの育成に寄与する芸術家の育成</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p><具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内学校園での文化芸術鑑賞、ワークショップ等の実施 ・意欲のある子どもが更に興味を深めることができる活動の場の提供 ・子どもと芸術をつなぐ人材の育成 ・行政、芸術家と子育て機関、学校等との有機的な連携 </div>
<p style="text-align: center;">重点的方向性 3</p> <p style="text-align: center;">多くの人に 魅力を伝える</p>	<p>○重点的施策3-1：堺の文化資源を通じた市民意識の醸成</p> <p>○重点的施策3-2：市外、国外の人々への堺の文化資源の魅力発信</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p><具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源を活用した市民意識醸成、情報発信 ・地域の伝統文化や文化財を活用した都市の活性化 ・未来の歴史文化資源の発掘、育成 ・フェニーチェ堺による都市魅力の発信 </div>

第4章 計画の推進・評価

第1節 推進体制

基本目標である「自由で心豊かな市民生活の実現」及び「都市魅力の創造」の達成に向け、堺市の文化芸術に関わる次の各主体が、それぞれの役割を踏まえた取組を相互の連携・協力の元、主体的に行います。

1 行政

(1) 堺市

本計画に定める 11 の基本的施策・3 つの重点的方向性に基づく施策を、観光、都市の活性化、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における所管部局との有機的な連携を元に全庁一体となって推進します。そして、随時各事業の実施主体間の総合調整や計画の進捗状況の確認し、社会情勢等の変化に応じて適宜計画の見直し、本計画の実効性を担保することにより、責任を持って文化芸術の振興を実現する役割を担います。

また、市内の全区においては、それぞれの地域に存在する資源を活用した文化芸術事業を展開することで、地域における文化芸術事業を促進し、各区がめざす都市の活性化を進めていきます。

(2) 堺アーツカウンシル

文化芸術は、幅広い分野への関連性を考慮した施策の展開、及び社会的課題の解決手段としての活用が求められています。堺市は、文化芸術分野に関する専門的知識を有する人材が領域横断的な活動支援を行うことにより、子育て、教育、福祉等の幅広い分野において社会的課題の解決を図ることを目的として「堺アーツカウンシル」を設立します。

「堺アーツカウンシル」の設立により、本市の文化施策の事業効果を最大化するための改善提案を行う機能や、文化団体・行政・地域とのコミュニケーションを媒介することにより、課題やノウハウを共有し、創発的な連携を実現するためのコーディネートを行う機能、市内文化団体が地域課題をふまえて創造的な文化活動を行うための相談窓口としての機能など、各事業主体が文化芸術活動を発展的に実施するうえでのプラットフォームとなる基盤としての機能を実現することにより、本市の文化芸術施策を一層推進する役割を担います。

(3) フェニーチェ堺

令和元年 10 月にグランドオープンした「フェニーチェ堺」は、本市の中核文化施設として、南大阪最大となる 2000 席の大ホールや、音楽のみでなく演劇・伝統芸能等にも対応可能な小ホールを有し、優れた舞台芸術や多彩な公演を市民に届けています。

一方で、大小様々な大きさのスタジオや展覧会等にも対応可能な文化交流室などの多彩な施設を有し、市内各所でのアウトリーチ事業やワンコインコンサート、館内でのミニコンサート、地域との協働による催しの実施等の事業を行っています。これら地域に密着した文化芸術の更なる普及のための事業を今後も積極的に実施することにより、市民の日常的な文化芸術活動の場となる地域文化会館としての役割も担います。

それに加えて、施設で保有する高度な技術・ノウハウを、地域文化施設等へも波及させることにより、市内全体の文化芸術関連施設の水準の底上げを実現します。

そして、館内各所への点字対応誘導サインや、多目的トイレの設置のほか、大小ホールに関してはそれぞれに車椅子席を設置、補聴器に雑音の無い鮮明な音を送る装置であるヒアリングループ設備を全席に導入するなど、様々なバリアフリー対応機能を有し、すべての方々に安心してご利用いただけ、文化芸術に触れていただける環境を提供します。

(4) 各地域文化会館

各地域文化会館においては、地域に根づいた事業展開を行うことで、地域における身近な市民文化活動を行っていく拠点としての役割を担っています。

今後は、地域文化会館を地域における文化芸術拠点として位置付け、文化芸術活動を行ううえでの各種相談や行政・文化団体・地域との橋渡し役を担うコーディネーター機能、文化芸術を必要とする人に適切な方法で効率的に届けるプロデュース機能など、地域での文化芸術施策の総合的な推進役としてのマネジメント機能を有する、地域における市民文化活動を下支えする施設としての役割を担います。

(5) 市内文化施設

市内に存在する「堺 アルフォンス・ミュシャ館」、「さかい利品の杜(堺市立歴史文化にぎわいプラザ)」「堺市博物館」等の各文化施設においては、本計画の趣旨を踏まえ、本市の魅力をそれぞれの施設の役割に応じて広く内外に発信することに努めることにより、堺市の有する豊富な文化資源に対する市民意識の醸成を実現する役割を担います。

2 公益財団法人堺市文化振興財団

公益財団法人堺市文化振興財団は、長年培ってきた文化芸術に関するノウハウやネットワークを生かし、堺市の文化芸術の創造発展を支える事業を実施する推進母体として、堺市の文化芸術施策と連携した事業を収益・公益のバランスという観点をさらに強化しつつ戦略的に展開します。

また、事業の実施においては、様々な分野にまたがった事業間の調整を行うアートコーディネーター機能をより強化することで、財団が主催する事業の効果の最大化を図ることにより、市民文化及び都市文化の振興、ひいては堺市の都市魅力や活力を向上させる役割を担います。

そして、近年、これまでの文化芸術の振興に加え、文化芸術の力を活用した共生社会の実現に向けた取組が求められていることから、学校等の教育施設、社会福祉施設等と積極的な連携を行う等、時代に対応した事業を展開していくことで、すべての市民が文化芸術に触れる機会を提供する役割を担います。

3 地域(市民等、事業者、子育て機関、教育機関)

本計画の基本目標である「自由で心豊かな市民生活の実現」及び「都市魅力の創造」を推進するためには、市民等や事業者(企業、経済団体、NPO 法人等)、認定子ども園等の子育て機関、小中学校の義務教育から大学等の高等教育までを含む教育機関が条例第 5 条から第 7 条に規定されるそれぞれの役割を踏まえ、それぞれの特性を活かし協働していくことで、文化芸術による都市の活性化に主体的に取り組む必要があります。

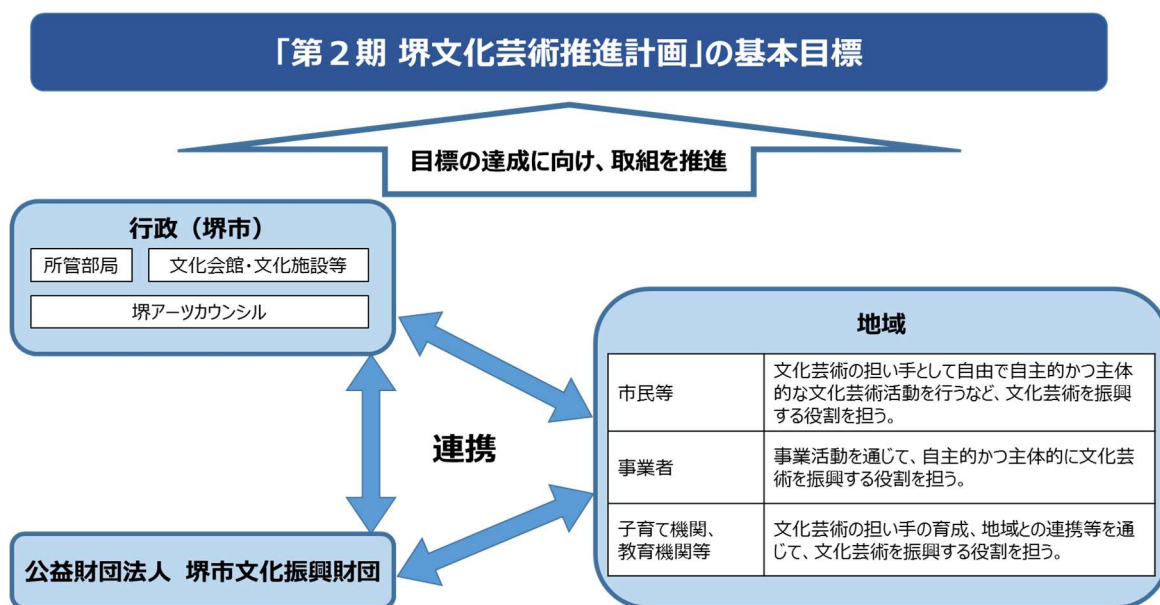
4 各主体における取組の推進

今後の文化芸術施策で求められる様々な社会的課題や市民ニーズに対応し、事業効果の最大化を実現するためには、単一の領域のみでなく、複数の領域をまたぐ事業を総合的に展開すること、また、事業を円滑に実施するために領域間を調整することが必要であり、文化芸術に関する十分な知識が必要不可欠となります。

各主体においては、事業の効率的な実施に必要な知識を有する人材を中長期的な視点に基づいて内部で育成し、また、それら培ったノウハウを内部で共有することができる仕組みを構築する必要があります。そして、効果的な事業実施のため、自ら文化芸術のみならず幅広い分野における情報収集・調査研究活動を積極的に行う必要があります。

また、堺市でも文化芸術施策全般における情報収集・調査研究に努め、それらの成果の積極的な共有・公開を行い、新しい社会インフラとして、文化芸術施策を推進する際に個々の事業実施主体が外部の専門家に必要に応じて適切な助言を受けることができる体制の構築により、各実施主体全体の能力の底上げを図ります。

【推進体制 関係図】

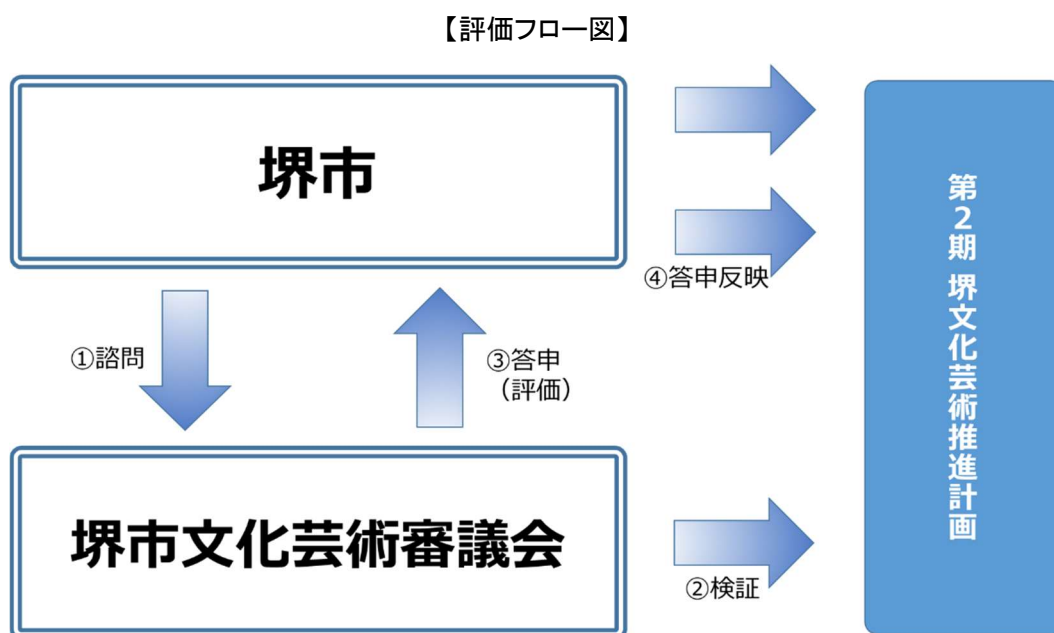


第2節 推進計画の評価

1 評価方法について

堺市文化芸術審議会において、基本的施策に係る目標達成に向けた評価指標の達成度、効果等について検証及び評価を行い、また、次年度以降の文化施策の方向性や事業展開に関して提案を行います。

さらに、個別事業の評価方法については、第3章第2節で示した「重点的方向性」の中から主な事業をピックアップし、PDCAマネジメントサイクルを意識した評価・改善スキームを基に評価を行います。



2 評価指標について

前期計画においては、条例に基づく11の基本的施策を推進するにあたり、それぞれの施策ごとに評価指標を設定し、評価・検証を行ってきました。本計画においては、再設定を行った重点的方向性の着実な推進により堺市における文化芸術全体の底上げを図るため、重点的方向性と具体的事業との関連性が高い評価指標を設定することで、計画の実効性を確保するものとします。

なお、今後の事業の展開状況、社会情勢の変化等を踏まえ、評価指標については適宜変更を行うものとします。

重点的施策		評価指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1	文化芸術とともに生きる	文化施設 ^{※1} 利用者数	1,049,822 人/年	1,500,000 人/年
		地域文化会館における地域マネジメント機能の構築	—	機能構築
		社会包摂型事業の新規実施	—	事業実施
2	文化芸術で子どもたちを育てる ^{※3}	芸術家の学校への派遣割合 (計画期間における派遣校数/全小中学校数)	41%	80%
		事業体験後、児童が文化芸術に興味を持てたと答える割合	81%	90%
		事業体験後、学校側が子どもたちに良い影響・変化があったと答える児童の割合	78%	90%
3	多くの人に魅力を伝える	山口家住宅、清学院、(仮)堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム来館者数	13,426 人/年 ^{※2}	30,000 人/年
		文化芸術事業の認知度が 30%を超える事業数	4	10
		先人顕彰事業の参加者数 (さかい与謝野晶子青春の短歌大会参加者数及び阪田三吉名人杯将棋大会参加者数)	7,327 人/年	10,000 人/年

※1 フェニーチェ堺(堺市民芸術文化ホール)、堺市立文化館、堺市立梅文化会館、堺市立西文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館、堺市立中文化会館

※2 (仮称)堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアムは 2023 年開館のため、山口家住宅、清学院の来館者数

※3 文化課所管の事業を主に指標に用いています。事業の推進にあたっては、教育委員会の協力を得て実施しています。

自由都市堺文化芸術まちづくり条例

文化芸術は、長い歴史の中で培われてきた人間の精神性の結晶であり、創造性を育み、人が人らしく生きるための糧となるものである。

堺には、百舌鳥古墳群を始め、多くの歴史文化資源が存在しており、古くから文化芸術が育まれてきた。中世には、国際交易による繁栄のもとに「自由・自治都市堺」を形成する自治の精神が培われるとともに、「もてなしとふれあいの精神」を大切にする茶の湯が大成され、「ものの始まりなんでも堺」と称される進取の気風が育まれた。

これらの古くから堺市民に受け継がれてきた精神を次代の文化芸術の担い手である子どもたちに引き継ぐとともに、世界に発信できる新しい文化芸術を創造するためには、堺が、歴史文化資源を礎に、市民の自由で自主的かつ主体的な文化芸術活動が展開される魅力のあるまちとならなければならない。

ここに、私たちは、文化芸術を通じて、自らのまちを愛する心を共有し、誇りに感じることのできる文化芸術創造のまち堺をめざすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の文化芸術の振興について、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び大学等教育機関の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、自由で心豊かな市民生活の実現及び都市魅力の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画等のメディア芸術、芸能、伝統芸能(能、狂言その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。)、茶道、華道、書道その他これらに類するものをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内(以下この条において「市内」という。)に住所を有する者若しくは市内に存する学校、事業所等に通勤し、若しくは通学する者又は市内で文化芸術活動を行う者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう配慮すること。
- (2) 多様な文化芸術が、創造され、及び発展するよう配慮すること。
- (3) 堺の文化芸術が古くから現代に至るまで継承されてきたことを深く認識し、これを保存し、及び未来へ継承すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に則り、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、文化芸術の担い手として自由で自主的かつ主体的な文化芸術活動を行うなど、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。

2 市民等は、文化芸術活動を通じて、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。

(大学等教育機関の役割)

第7条 大学等の教育機関は、文化芸術の担い手の育成、地域との連携等を通じて、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。

(推進計画)

第8条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、堺市文化芸術推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する目標

(2) 文化芸術の振興に関する取組

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、第21条に規定する堺市文化芸術審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(文化芸術活動を行う環境の整備)

第9条 市は、個人又は団体が文化芸術活動を行うことができる環境を整備するため、文化芸術団体を始めとする多様な文化芸術主体の活動の場を提供するとともに、当該活動に関する情報の発信その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に親しむことができる環境の整備)

第10条 市は、高齢者、障害者等を始め広く市民等が文化芸術に親しむことができる環境を整備するため、様々な場所での文化芸術の創造及び享受並びに芸術家との交流の機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第11条 市は、学校教育において、文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、学校教育と文化施設との連携の推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(将来の文化芸術を担う子どもたちの育成)

第12条 市は、子どもたちの文化芸術に対する理解を深めるとともに、感性に磨きをかけ、及び情操の涵養に資するため、子どもを対象とする文化芸術の振興に関する施策の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術を支える人材の育成)

第13条 市は、将来の文化芸術の担い手を育成するため、芸術家、文化芸術団体等の発掘、支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(多様な分野との連携)

第14条 市は、文化芸術が、本市の教育、子育て、福祉、環境等様々な分野に影響を及ぼすものであることに鑑み、文化芸術を活用した施策の推進に努めるものとする。

(歴史文化資源の継承及び活用)

第15条 市は、先人の英知及びその成果を現代に伝える堺の有形及び無形の歴史文化資源が、長い歴史の中で創造されてきたかけがえのない財産であることに鑑み、これらに対する市民等の理解を深め、堺の文化への愛着及び誇りの醸成を図るとともに、その魅力を広く国内外へ発信することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(魅力的なまちの景観の創出)

第16条 市は、まちの景観が堺の文化を育む基本的な要素の一つであることに鑑み、文化芸術の振興に資する景観の創出に努めるものとする。

(文化施設の活用)

第17条 市は、市民文化の更なる向上を図り、魅力及び活力のある地域社会の形成に資するため、文化芸術の創造、交流及び発信の拠点となる中枢文化施設並びに身近な文化芸術活動の場となる地域文化施設の活用その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的な文化芸術の交流)

第18条 市は、国際的な文化芸術の交流を推進し、及び新しい文化芸術が創造されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済活動との連携)

第19条 市は、文化芸術が地域の発展に資するため、文化芸術と産業及び観光との連携の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(堺市文化芸術審議会)

第21条 文化芸術の振興に関する事項について調査審議するため、堺市文化芸術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 推進計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関すること。

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第24条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第26条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議の招集は、第25条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

堺市文化芸術審議会

【委員名簿】(五十音順・敬称略)

氏名		役職
柿本 茂昭		公募委員
菅野 陽子		公募委員
砂田 和道		くらしに音楽プロジェクト事務局長
添田 晴雄		大阪市立大学大学院文学研究科教授
田辺 竹雲斎		竹工芸家
中川 幾郎	会長	帝塚山大学名誉教授
服部 滋樹		有限会社デコラティブモードナンバーズリー代表 京都造形芸術大学芸術学部情報デザイン学科教授
花村 周寛		大阪府立大学経済学研究科准教授
原 久子	会長代理	大阪電気通信大学総合情報学部教授 アートプロデューサー
坂東 亜矢子		演劇評論家
弘本 由香里		大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員
森口 ゆたか		美術家 近畿大学文芸学部文化デザイン学科教授 NPO 法人アーツプロジェクト副理事長
安井 寿磨子		銅版画家 大阪芸術大学講師

【開催経過】

内容	開催日	議事
第1回堺市文化芸術審議会	令和2年8月14日(金)	次期計画の策定について
第2回堺市文化芸術審議会	令和2年9月25日(金)	第2期自由都市堺文化芸術推進計画案について
第3回堺市文化芸術審議会	令和2年10月30日(金)	令和2年度答申書案(第2期堺文化芸術推進計画)について

第 2 期堺文化芸術推進計画

令和 3 年▲月

堺市文化観光局文化部文化課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
電話:072-228-7143 FAX:072-228-8174
メール:bunka@city.sakai.lg.jp

堺市配架資料番号 1-L4-20-0281